

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正後		改正前																																			
<p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜四の四 （略）</p> <p>四の五 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（<u>半複信方式のものを含む。</u>）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。</p> <p>四の六〜十四 （略）</p> <p>第三条の二〜第十三条 （略）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜四の四 （略）</p> <p>四の五 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。</p> <p>四の六〜十四 （略）</p> <p>第三条の二〜第十三条 （略）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送信装置</th> <th colspan="2">許容偏差</th> </tr> <tr> <th>上限（パーセント）</th> <th>下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜十三（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</td> <td> <p>（略）</p> <p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局との通信を行うものの送信設備</p> </td> <td> <p>二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>八七</td> <td>四七</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一〇〇</td> <td>七四</td> </tr> </tbody> </table>		送信装置	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一〜十三（略）			十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	<p>（略）</p> <p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局との通信を行うものの送信設備</p>	<p>二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>		八七	四七		一〇〇	七四	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送信装置</th> <th colspan="2">許容偏差</th> </tr> <tr> <th>上限（パーセント）</th> <th>下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜十三（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</td> <td> <p>（略）</p> <p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局との通信を行うものの送信設備</p> </td> <td> <p>二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>八七</td> <td>四七</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一〇〇</td> <td>七四</td> </tr> </tbody> </table>		送信装置	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一〜十三（略）			十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	<p>（略）</p> <p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局との通信を行うものの送信設備</p>	<p>二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>		八七	四七		一〇〇	七四
送信装置	許容偏差																																				
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																																			
一〜十三（略）																																					
十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	<p>（略）</p> <p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局との通信を行うものの送信設備</p>	<p>二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>																																			
	八七	四七																																			
	一〇〇	七四																																			
送信装置	許容偏差																																				
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																																			
一〜十三（略）																																					
十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	<p>（略）</p> <p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局との通信を行うものの送信設備</p>	<p>二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p> <p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>																																			
	八七	四七																																			
	一〇〇	七四																																			

第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	占有周波数帯幅の許容値が 200MHz の場合	八七	四七
	占有周波数帯幅の許容値が 1.4MHz の場合	八七	五三
	その他の場合	八七	七九
(略)			
十五 (略)			
十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局の送信設備	第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)であつて占有周波数帯幅の許容値が 2.5MHz 、 5MHz 、 10MHz 又は 20MHz の送信設備	八七	七九
	その他の無線局の送信設備	八七	四七
十七・十八 (略)			

第十五条(第四十九条の六の八) (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適

第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	七九
	(略)		
	(略)		
十五 (略)			
十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局の送信設備	第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信設備	八七	七九
	その他の無線局の送信設備	八七	四七
十七・十八 (略)			

第十五条(第四十九条の六の八) (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない

合するものでなければならない。

(表略)

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式(占有周波数帯幅の許容値が 200kHz の陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が 1.4MHz の陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。)であること。

ロ・ト (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

- (1) 基地局の無線設備 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) 陸上移動局の無線設備
 - (イ) 占有周波数帯幅の許容値が 200kHz のもの 二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調又は四相位相変調
 - (ロ) 占有周波数帯幅の許容値が 1.4MHz のもの 二相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調
 - (ハ) その他のもの 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調

ロ・ハ (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備(第五項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〇六 (略)

。

(表略)

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ・ト (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ・ハ (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〇六 (略)

3・4 (略)

5 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が 200MHz のものは、同項(第一号へを除く。)に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の 180MHz 幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 空中線電力は、 200mW 以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

6 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が 1.4MHz のものは、同項(第一号へを除く。)に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔の送信帯域の周波数帯(占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲を含む。)で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ 通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔が 5MHz のものにあつては、任意の 4.5MHz 幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

ロ 通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔が 10MHz のものにあつては、

3・4 (略)

任意の九MHz幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする)以下であること。

ハ 通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする)以下であること。

ニ 通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする)以下であること。

四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

第四十九条の六の十、第四十九条の二十八 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める変調方式とする。

(1) 基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものを除く。)の無線設備 一 相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値

第四十九条の六の十、第四十九条の二十八 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

直交振幅変調

(2) 陸上移動局(占有周波数帯幅の許容値が1・四MHzのものに限る。)の無線設備 一 相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調

ロ・ハ (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備(第七項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 五 (略)

4 五 6 (略)

7 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が1・四MHzのものは、同項(第一号ホを除く。)に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯(占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲を含む。)で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

8 (略)

第四十九条の三十 第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

表 (略)

注1 30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数

ロ・ハ (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 五 (略)

4 五 6 (略)

7 (略)

第四十九条の三十 第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

表 (略)

注1 30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数

の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数 (単位Hz) とする。)

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 陸上移動局

A 第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備であつて1GHz以下の周波数の電波を使用するもの又は第49条の6の9第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備のうち半複信方式のものであつて1GHz以下の周波数の電波を使用し連続送信時間が64ミリ秒を超えるもの $(0.2 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

B (略)

C A及びBに掲げる以外の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ク (略)

(2) ～ (19) (略)

(20) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局

ア 基地局 3 (10^{-6})

イ 陸上移動局

(ア) 第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備

次の式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数 (単位Hz) とする。)

$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数 (単位Hz) とする。)

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 陸上移動局

A (略)

B Aに掲げる以外の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ク (略)

(2) ～ (19) (略)

(20) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局

ア 基地局 3 (10^{-6})

イ 陸上移動局 3 (10^{-6})

(イ) (ア)に掲げる以外の無線設備 3 (10⁻⁶)

(21) (略)

32～57 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1～4 (略)

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1)～(6) (略)

(7) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、チャンネル間隔が180kHzのもの 200kHz

(8) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、チャンネル間隔が1.08MHzのもの 1.4MHz

第13～51 (略)

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数

(21) (略)

32～57 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1～4 (略)

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1)～(6) (略)

第13～51 (略)

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数

分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～6 (略)

7 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャンネル間隔が1.08MHzのもの 1.4MHz

第53～第72 (略)

分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～6 (略)

第53～第72 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。